平成２２年（フ）第１５５号
埼玉県上尾市大字瓦葺1131番地
債務者　平瀬　忠栄
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
埼玉県上尾市大字瓦葺1131番地
債務者　平瀬　あや
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
埼玉県川口市戸塚４丁目10番28―211号　日神パレステージ東川口ヒルパーク
債務者　バン　タイこと　グエン　バンタイ
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
さいたま市緑区原山４丁目10番８号　２―101
債務者　小林まゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
埼玉県上尾市大字小敷谷685番地15
債務者　加藤ゆかり
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
埼玉県川口市大字源左衛門新田61番地の７　ベルハウスセブン２Ｆ―Ｃ
債務者　佐々木隆二
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
さいたま市南区辻８丁目24番16号　日章自動車３階
債務者　小林　盛明
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６８号
埼玉県東松山市松山町３丁目５番12号　県営前山団地２号棟501
債務者　野澤　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０４号
埼玉県本庄市栄３丁目２番25号
債務者　野中　由香（旧姓石野）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６６号
新潟県新潟市中央区新和２丁目12番２―302号
債務者　高橋　苗子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７号
新潟県新潟市西区坂井東３丁目18番21号１
債務者　伊藤　圭子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１号
新潟市秋葉区車場１丁目24番21号
債務者　窪田　廣信
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８号
新潟市東区船江町２丁目３番17号
債務者　齋藤　妹子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８号
新潟県燕市杣木1772番１　ＳＥＮＳＥ．202号
債務者　石丸夜志美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第４８号
新潟県長岡市曙３丁目６番地22
債務者　酒井　裕美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
岐阜市下土居639番地２　モア・メールイワサ101号室
債務者　西村　実穂（旧姓篠田）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０４号
岐阜県本巣市郡府329番地
債務者　堀田　興司
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岐阜地方裁判所